藤沢市民病院

周術期等口腔機能管理の 地域歯科連携マニュアル

藤沢市民病院

歯科口腔外科

患者総合支援センター

2019年7月12日作成

2022年6月13日改訂

目次

- 1. 周術期等口腔機能管理とは
- 2. 地域の歯科医療機関との連携
- 3. 周術期等口腔機能管理(I)の流れ
- 4. 周術期等口腔機能管理(Ⅲ)の流れ
- 5. こんな時どうする
- 6. 周術期等口腔機能管理に関するお問い合わせ

1. 周術期等口腔機能管理とは

「周術期等口腔機能管理」とは、がん(悪性腫瘍)などの疾患を含めた治療の周 術期(手術日を含めた手術前後)、及び、化学療法や放射線治療を受けるがん治療 患者において、歯科医師や歯科衛生士が専門的に口腔機能管理(口腔ケア、歯周病 治療、う蝕治療など)を行うことを指します。平成24年度から「がん対策基本法」 等により、診療報酬に周術期等口腔機能管理が新設され保険収載されました。

周術期における口腔機能の管理

がん患者等の周術期等における歯科医師の包括的な口腔機能の管理等を評価 (術後の誤嚥性肺炎等の外科的手術後の合併症等の軽減が目的)

周術期等口腔機能管理料(I) 280 点術前 190 点術後

【主に入院前後の口腔機能の管理を評価】

周術期等口腔機能管理料 (Ⅱ) 500 点術前 300 点術後・・藤沢市民病院対応 【入院中の口腔機能の管理を評価】

周術期等口腔機能管理料(Ⅲ) 200点・・化学療法・放射線治療

【放射線治療や化学療法を実施する患者の口腔機能管理を評価】

2. 地域の歯科医療機関との連携

当院では、診療制限があったコロナ禍においても2020年度実績で年間3573件(コロナ前の2018年には4132件)の全身麻酔手術、276人(コロナ前の2018年は355件)の放射線治療、延べ7000件以上の外来化学療法室を利用した外来化学療法が実施されています。当院の歯科口腔外科だけでこれらの周術期等口腔機能管理を担うことは不可能であり、2019年度より藤沢市民病院連携登録医療機関を中心とした地域歯科医療機関に対して周術期等口腔機能管理への介入を依頼しています。手術患者及び化学療法や放射線治療を受ける患者さんの口腔機能管理につきましては、「周術期等口腔機能管理計画」の策定と「周術期等口腔機能管理」を地域の歯科医院で実施していただいています。

3. 周術期等口腔機能管理(I)の流れ

藤沢市民病院で手術が予定された患者さんに対 して歯科衛生士が口腔内スクリーニングを行う。

(無料スクリーニング)

□腔衛生状態が良くない患者さんや動揺歯がある患者さんに対して、周術期□腔機能管理の重要性を説明し、歯科□腔外科外来にて歯科医師とダブルチェック(保険診療)。

□腔衛生状態が良い患者さんは、 周術期□腔機能管理の介入は必要なし。

- ハイリスク症例
- 時間がない症例
- 多数歯抜歯を要する症例

当院歯科口腔外科

手術日程、患者の問題点を<mark>診療</mark> 情報提供書に記載してかかりつけ 歯科の受診を指示。

- 1) 藤沢市民病院で手術(全身麻酔)が予定されている患者さんで、口腔衛生状態が良くない、あるいは動揺歯がある患者さんには、周術期等口腔機能管理の重要性を説明し歯科治療をお勧めします。
- 2) 上記内容についてご了解いただけた患者さんには、地域の歯科医院あてに「紹介・診療情報提供書」(資料1)を作成して紹介します。また、「周術期等口腔機能管理 計画書」(資料2)と「周術期等口腔機能管理 報告書」(資料3)を添付します。

※事前に「患者紹介用FAX送信用紙」に必要事項記入し送信いたします(資料4)

【地域の歯科医院にお願いするケース】→ **全身状態は安定している患者さん**

- 杖歩行や車いす移動の患者さん
- 担癌状態だけど歯科治療に制限がない(通常の治療で問題ない)

【藤沢市民病院で治療するケース】 → **全身状態が悪い患者さん 入院までに歯科治療が間に合わない患者さん**

- 制御されていない循環器疾患患者さん
- コントロール不良の糖尿病患者さん
- 抜歯が必要だが骨吸収抑制剤を使用している患者さん
- 抜歯が必要だが抗凝固療法中の患者さん
- 多数の抜歯が必要で紹介では間に合わない患者さん

周術期等口腔機能管理(I)における貴院での治療例

〔初回〕

- ◆ 周術期等口腔機能管理計画策定
- ◆ 周術期等口腔機能管理(I)
- ◆ 歯周基本検査
- ◆ 全顎スケーリング (必要時)マウスピースの印象採得

〔2回目〕

- ◆ 動揺歯の固定
- ◆ 歯科衛生士による TBI

(必要時) 抜歯

(必要時) マウスピースの適合確認と説明

◆診療情報提供書と計画書のコピーを患者さんに渡す

周術期等口腔機能管理(I)における治療目標

- ◆ 縁上歯石がない状態
- ◆ 動揺歯がない状態
- ◆ 入院中のセルフケアが出来る歯科衛生指導を受けていること
- ◆ 必要ならマウスピース作成
- ◆ 急性の化膿性病巣がないこと
- 3) 歯科医院での処置が終了したら、「診療情報提供書」と「周術期等口腔機能管理 計画書」(資料2)のコピーを藤沢市民病院入院時に持参するよう指示してくだ さい。

【診療情報提供書 記入例】

患者氏名:〇〇△△ 様

藤沢市民病院からの依頼にて<mark>周術期等口腔機能管理計画策定</mark>を行い、周術期等口腔機能管理 I として全顎スケーリング及びTBIを施行しました。 宜しくお願いいたします。

4) 藤沢市民病院退院時に治療継続が必要な場合は、改めて「診療情報提供書」を 作成し患者さんを紹介させていただきます。

4. 周術期等口腔機能管理(Ⅲ)の流れ

藤沢市民病院で化学療法や放射線療法を予定された患者さんに対して歯科衛生士が口腔内スクリーニングを行い周術期等口腔機能管理(Ⅲ)の重要性を説明する。

周術期等口腔機能管理(Ⅲ)の介入について同意が得られた患者さんに対して、歯科口腔外科外来にて歯科医師が診察。

● 専門的処置を要する症例

患者情報(疾患名、既往歴など)、化学療法や放射線療法の概要や周術期の注意点などの情報を診療情報提供書に記載してかかりつけ歯科の受診を指示。

- 1) 藤沢市民病院で化学療法や放射線療法が予定されている患者さんに対して歯科衛生士が口腔内スクリーニングを行い、周術期等口腔機能管理の重要性を説明します。 同意を得られた患者さんに対して周術期等口腔機能管理の介入を開始します。
- 2) 当院歯科口腔外科の歯科医師が患者情報をまとめ、地域の歯科医院あてに「紹介・診療情報提供書」(資料1)を作成し紹介します。また、「周術期等口腔機能管理 計画書」(資料2) と「周術期等口腔機能管理 報告書」(資料3)を添付します。 ※事前に「患者紹介用FAX送信用紙」に必要事項記入し送信いたします(資料4)

【地域の歯科医院にお願いするケース】→ **全身状態が安定している患者さん**

● 担癌状態だけど歯科治療に制限がない(通常の治療で問題ない)患者さん

【藤沢市民病院で行う専門的処置】 → 特殊な処置を要する患者さん

- 頭頚部がんに対する放射線治療を予定し、放射線治療前の早期の抜歯が望ましい 患者さん
- 抜歯が必要だが骨吸収抑制剤を使用歴があったり、抗血栓療法中であるなどの 慎重な経過を要する条件を持つ患者さん

【藤沢市民病院で担当する患者さん】

● 重度の呼吸器疾患や循環器疾患を持つ全身状態が安定していない患者さん

周術期等口腔機能管理(Ⅲ)における治療目標

治療期間中、定期的な歯科検診を継続し

- ◆ 口腔衛生状態を清潔に保つ
- ◆ 口腔内の保湿管理を行う
- ◆ 口腔粘膜炎などの有害事象に対しての対応(疼痛コントロール) を行うことで治療の完遂に貢献することです。

5. こんな時どうする・・・

- Q. 周術期等口腔機能管理 I において抜歯はいつ頃までにおこなうべきですか?
 - A. 理想は手術の2週間前ですが、1週間以上前に終えていれば良いと考えます。 抜歯後治癒不全の可能性がある場合には、速やかに藤沢市民病院・歯科口腔外科 までご連絡ください。術前の抗菌薬投与を検討します。
- Q. 周術期等口腔機能管理 I において抜歯も依頼されたが、自院での抜歯は難しい。
 - A. 速やかに藤沢市民病院・歯科口腔外科までご連絡ください。当院での抜歯を行う ための調整を行います。抜歯せずに無断でそのまま入院となった場合、患者さん の手術が延期となり、患者さんに不利益が生じる場合があります。
- Q. 周術期等口腔機能管理 I において歯を保護するためのマウスピースが必要と考え たが、自院にマウスピースを作る機材を備えていない。
 - A. 速やかに藤沢市民病院・歯科口腔外科までご連絡ください。入院前に患者さん に当院を受診していただき、手術前日までにマウスピースを準備できるように手 配します。
- Q. 周術期等口腔機能管理Ⅲにおいて具体的にはどのような治療が要求されますか?
 - A. 通常の歯周基本治療を行い、治療期間中において患者さんの口腔衛生状態を保ち、 保湿管理を行い、口腔粘膜炎などの有害事象の観察を行うことが基本です。
- Q. 周術期等口腔機能管理Ⅲにおいてどれくらいの間隔で検診を行うべきですか?
 - A. 患者さんの口腔衛生状態にもよりますが、次回予約は次の化学療法が始まる1週間程度前が安全とされています。理由としては、骨髄抑制などの有害事象が改善する頃に次の化学療法が予定されることが一般的であるためです。不明な場合にはがん治療の主治医に問い合わせを行うことを勧めます。

- Q. 周術期等口腔機能管理Ⅲにおいて抜歯は必要ですか?
 - A. 頭頚部に放射線治療を予定している患者さんは、治療開始の2週間前までに抜歯を完了することが理想とされています。根尖病巣や智歯周囲炎を残した状態で放射線治療を行うと、放射線性顎骨骨髄炎を発症するリスクが高くなり、一度発症すると難治性となります。
- Q. 周術期等口腔機能管理Ⅲにおいてビスフォスフォネート製剤やランマークを使用すると報告がありました。抜歯に関してどのように対応すればいいのでしょうか?
 A. 条件により様々であり、長期の予後が望まれる症例で抜歯が必要な場合は、抜歯後の骨吸収抑制薬関連顎骨壊死(ARONJ: Anti-resorptive agents-related Osteonecrosis of the Jaw)のリスクを考慮し、ガイドラインを参考に抜歯することが推奨されています。しかし、骨転移痛を早期に改善したい症例や長期予後が望まれない症例(予後1年未満)の症例では、ARONJのリスクを考慮した上で抜歯を選択する場合もあれば、あえて抜歯を行わないこともあります。迷った場合にはがん治療の主治医や藤沢市民病院の歯科口腔外科まで問い合わせください。

6. 周術期等口腔機能管理に関するお問い合わせ

1) 平日昼間(8:30~17:00)の問い合わせ先藤沢市民病院「地域連携担当」にお電話でお問い合わせください。 内容によって、歯科口腔外科あるいは治療を担当している主治医に確認してからお返事させていただくため、お時間がかかる場合があることをご了承ください。

電話:0466-25-3111 (代表)

2) 夜間・土休祭日

歯科口腔外科の医師は、基本的に夜間・土休祭日は不在でオンコール体制を取っています。緊急時は「救命救急センター」にご連絡ください。

電話:0466-25-3111 (代表)